

平成17年9月11日実施

第44回衆議院議員総選挙についての考察

早稲田大学 商学部
商業・貿易・金融コース
河野 愛一朗
平成17年10月13日

目次

(0) はじめに	2
(1) 今回の衆議院総選挙の概要	
a) 現在の選挙制度について	2
①総選挙における議席決定方法	2
②選挙運動及びその事前準備に関する規則	6
b) 概要	7
c) 以前の選挙との比較	11
(2) 選挙運動入門	12
(3) 今回の選挙に関してその他考察	
a) ホリエモン・鈴木宗男などは許されるのか?	13
b) 民主主義的見地からの自民党圧勝	14
参考文献	15

(0) はじめに

今回の総選挙では、実施が当初から予想されたものではなく、以前と異なって、国民の関心が高いなど様々の特徴があった。これから以下のレポートでは、歴史的な出来事だと言える今回の総選挙を概観してみようと思う

(1) 今回の衆議院総選挙の概要

a) 現在の選挙制度について

まず、選挙の名称についてだが、衆議院議員の任期満了または解散によって行われる選挙を**総選挙**、参議院議員の任期満了によって行われる議員半数に対する選挙を**通常選挙**、地方議会の議員全体の選挙を**一般選挙**と言い、失職や死去などにより欠員が生じた場合に行われる選挙を**補欠選挙**という。ここでの選挙制度では、今回行われた衆院の総選挙について取り上げたい。

① 総選挙における議席決定方法

現在の衆院の定数は480人であり、総選挙ではこれを一括に選挙を行う。選挙権は20歳以上の国民に、立候補をする権利である被選挙権は25歳以上の国民に与えられる。任期は4年であるが、解散されると任期満了前であっても全議員が失職し総選挙が行われる。戦後における23回の総選挙のうち、任期満了で行われた選挙は1回のみである。これは、政権与党が、選挙が近くなってきて支持率が下降傾向にあるときには議席減を最小限に食い止めるために、支持率が上昇傾向にあるときには議席増を見込んで、解散を自由に行ってきたからである。この解散の制度には、憲法上、2つのパターンが存在する。一つは憲法69条に基づく解散（いわゆる69条解散）である。

日本国憲法第六十九条

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときには、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

以上から分かるように、いわゆる69条解散は、議院内閣制の立法府の不信任に対する行政府の対抗措置として行われるものだ。これに対し、もう一つは7条の

基づく解散（いわゆる 7 条解散）である。

日本国憲法第七条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、右の国事に関する行為を行ふ。

三 衆議院を解散すること。

つまり 7 条解散では、行政府と独立して不信任の有無にかかわらず、随時、行政府が衆議院の解散を決定できるというものだ。これは、行政府（内閣）が立法府（国会）から責任を委任され成立するとする議院内閣制にそぐわないとする意見があるが、現実には、7 条に基づく解散が多数を占め、現憲法下においては 6 9 条解散が 4 回のみである。このように 7 条によって内閣が自由に衆議院を解散できるからこそ、先ほど述べたように任期満了の総選挙がほとんどなく、今回の第 4 4 回衆議院選挙も、7 条解散によって行われた。

それでは、具体的な議員の選出制度を見て行きたいが、現行の制度において、衆議院議員 4 8 0 名は全国 3 0 0 箇所の小選挙区と同時に、全国 1 1 ブロックに分けられた比例区も選出される。つまり、総選挙において、有権者は小選挙区選挙と比例代表選挙の 2 回投票することになる。

まず、選挙区から述べるが、そもそも小選挙区とは何か。実は、この小選挙区制度は 1 9 9 6 年の第 4 1 回の総選挙で初実施されたばかりのもので、今回が 4 回目である。それ以前は中選挙区（大選挙区制度）制度といい、一つの選挙区において得票の高い順から複数の定数の分を選出するものだが、現在の小選挙区制度においては、一つの選挙区から 1 名だけを選出する。つまり小選挙区制で選出される議員は 3 0 0 名である。この制度変更の背景には、中選挙区制だと一つの選挙区が広範囲に及び多額の選挙費用がかかり、その資金獲得の為に政治腐敗が起きていたという実情があった。これに対し、平成初期の政治改革の中で現在の小選挙区制に移行されたのである。全国 3 0 0 の選挙区は人口分布に配慮し、出来るだけ一選挙区の有権者数が均等になるように配置されるが、都市部では多く農村部では少ないという実態がある。例えば、最新の区割りにおいて、有権者数が最小の徳島 1 区の約 2 1 万人と、最多の兵庫 6 区の約 5 7 万人との間におよそ 2. 3 倍の格差が生じている。これは、地域によって一票の価値が異なることを指すと言う由々しきことであり、約 1 0 年ごとに区割りが見直され格差を縮小するよう見直されている。

次に衆院では小選挙区制と同時に採用された比例代表だが、北海道、東北、北関東、南関東、東京、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州の 1 1 ブロックが存在する。各ブロックにおいて、議員一人当たりの有権者数が均等になるよう

な定数に配置された180の議席が、各党の得票数に比例して配分され、選挙管理委員会に提出された各党の名簿順位の高い候補から当選が決定される。この時の選出方法に採用されているのがドント式である。これによると、**4. 各党の名簿において候補者がつけられた順位数で各党の得票数を割った値が高い候補から定数の順位**までが当選する。但し、比例区は小選挙区との重複立候補が認められており、既に小選挙区で当選が決定された候補が出た際には、比例代表の名簿の順位が繰り上げられる。また、小選挙区と重複立候補した候補の名簿順位を同順にすることもできる。重複立候補した候補が比例代表で当選するということは小選挙区で敗北したということを目指すのだが、小選挙区で当選候補の票数に対し自分が獲得した票数の割合を惜敗率という。**3. 小選挙区で当選した候補を除いた比例代表名簿の同順候補を、この惜敗率の高い順に並びなおし、その結果求められる順位をドント式の計算で使用する**のである。

<各党の比例代表名簿の例>

～A党、B党、C党しか存在しない**定数6名**の比例ブロックの場合～
(表の見方)

1. 一番左の欄 ☆・・・比例代表で当選 ★・・・小選挙区で当選
2. 順位・・・公示の時点で選挙管理委員会に届け出た名簿に記載された順位
3. 修正順位・・・小選挙区で当選した候補を名簿から除外し、同順の候補（重複立候補をしている候補）を惜敗率の高い順に並び替えた順位
4. ※・・・所属政党の得票を自分の修正順位で割った値
※ 順位・・・その値の高い順に全党の候補者に対しつけた順位。

【A党】 比例代表獲得票 1200000 票

	順位	氏名	重複立候補	惜敗率	修正順位	※	※順位
☆	1	Y. Y.	比例単独	-	1	$1200000 \div 1 = 1200000$	1
☆	2	M. I.	比例単独	-	2	$1200000 \div 2 = 600000$	3
★	3	A. K.	○県1区	(小選挙区で当選)	-	-	-
☆	3	N. N.	○県2区	88.20%	3	$1200000 \div 3 = 400000$	5
★	3	S. G.	×県1区	(小選挙区で当選)	-	-	-
	3	Y. K.	×県2区	74.30%	4	$1200000 \div 4 = 300000$	7
★	3	K. S.	△県1区	(小選挙区で当選)	-	-	-
★	3	K. T.	△県2区	(小選挙区で当選)	-	-	-
	6	T. N.	比例単独	-	5	$1200000 \div 5 = 240000$	9

【B党】 比例代表獲得票 900000 票

	順位	氏名	重複立候補	惜敗率	修正順位	※	※順位
☆	1	H. T.	○県1区	90.33%	2	$900000 \div 2 = 450000$	4
★	1	T. Y.	○県2区	(小選挙区で当選)	-		
☆	1	I. T.	×県1区	98.76%	1	$900000 \div 1 = 800000$	2
★	1	Y. H.	×県2区	(小選挙区で当選)	-		
	1	T. T.	△県1区	82.49%	3	$900000 \div 3 = 300000$	7
	1	S. O.	△県2区	77.65%	4	$900000 \div 4 = 225000$	10

【C党】 比例代表獲得票 350000 票

	順位	氏名	重複立候補	惜敗率	修正順位	※	※順位
☆	1	N. H.	比例単独	-	1	$350000 \div 1 = 350000$	6
	2	H. E.	比例単独	-	2	$350000 \div 2 = 175000$	11
	3	K. A.	比例単独	-	3	$350000 \div 3 \approx 116666$	12

以上のように比例代表ではドント式で計算された※の高い順位の順番に、定数と同じ順位の候補までが当選することができる。

このように小選挙区選挙と同時に比例代表選挙を行うという1996年から開始された制度のことを、小選挙区比例代表並立制という。中選挙区制から移行する際、なぜ、小選挙区制でだけにしなかったのか。それは、おそらく、小選挙区制では一選挙区から1名しか当選しないために、有権者がその一名以外の落選者数名に与えた票は全て無駄な票、すなわち“死票”となり、多数党の出現を可能にするが、少数の意見が切り捨てられ民意を正確に反映しない。現にイギリスでは単純小選挙区制が採用されているが、5月に実施された下院の総選挙では、労働党と保守党の総得票率の差が3%しかなかったのにもかかわらず、獲得議席数では150議席以上もの差がついてしまった。そこで参考にしたのが、ドイツ下院の選挙制度である。ドイツ下院（ドイツ連邦議会）で採用されているのは、小選挙区比例代表併用制といい、比例代表での各党の議席を小選挙区で勝利した候補に与えていくという制度だ。この制度を变形し、小選挙区制を土台として、死票を少なくし民意を正確に反映する比例代表制の利点を取り入れたのが日本の小選挙区比例代表並立制なのである。

② 選挙運動及びその事前準備に関する規則

以上①でいわゆる選挙制度について述べたが、これからは実際の選挙区の中の運動行為においてどのような規則があるかを紹介していきたい。

選挙運動に関する規制は公職選挙法で定められている。できればその規制を全て紹介してみたいが、あまりにも規制が細かいので不可能である。ここでは、広報活動に絞って話そうと思う。

まずは選挙運動の年齢制限について述べる。選挙権を有しない者は公示から投開票日までの選挙期間中の選挙運動は禁止されているので、公示以前の政治活動としての仕事に限定されてしまう。但し、選挙活動を行う運動員ではなく、単に労働としての労務員であれば公選法による年齢制限は受けない。ちなみに、新党大地の鈴木宗男候補（当選）の応援として、彼の長女が街頭で応援しており選挙活動を行う運動員に当たるわけだが、彼女は9月11日の時点でも未成年であり、明らかに公職選挙法に違反している。

ここでいう選挙運動とは、特定の候補者や政党への投票を呼びかえる（または呼びかけるための）行為である。それに対し、政治運動には政党（私の場合は自民党）への支持を呼びかける（または呼びかけるための）日々の行為であって、これには選挙期間中に対する事前準備行為も含む。公職選挙法ではこれらの行為に対する期間の制限が定められており、前者は公示日以後の選挙期間中、後者は公示前に限定される。その為、公示以前に、「〇〇候補に清き一票を」などと選挙での投票をお願いする発言をしたり、そのような旨の文章・掲示（ポスター）を頒布したりことは事前運動といい、一切禁じられている。

この選挙期間は、先ほど述べたように、公示日から投開票日までの間に当たるが、各種選挙においてこの期間が異なる。例えば、都道府県知事選挙や参院通常選挙の場合は17日間、政令指定都市の首長選挙では14日間、などである。そして今回の総選挙では12日間であり、一選挙区が広い参院よりも若干短い。

投票を呼びかけるポスターやはがき、ビラなどの文書を頒布するのは選挙期間中に限られるが、その枚数にも制限がある。その他、放送（政見放送）、新聞広告、看板、選挙カーなどあらゆるものに対し、回数や量の制限がある。また、インターネットは、選挙期間中の使用自体が禁止されている。この件に関し、民主党のホームページが公示後に更新され、総務省から警告を受けるということがあった。ちなみに、政党公認候補に対し無所属候補の方がより制限が厳しい。例えば、政見放送ができなかったり、はがきやポスターの枚数も少なくなったりするとかである。これら印刷物には選挙管理委員会から一定数支給される票証を貼り付けなくてはならない。これを張っていない印刷物は、制限枚数を越えたものとして

回収されたり、警告を受けたりする。このように、広報活動に上限が定められているのは、莫大な宣伝費、ひいては、選挙費用がかからないようにするためである。さらにその上に、選挙費用を負担させないように、国庫からこれらの広報活動に関する費用の多くが支払われるという制度がある。これらの背景には、選挙でお金がかかるから政治家は資金集めに躍起になり汚職が起きるのだ、という考えがあるのだろう。

b) 概要

ここでは今回の選挙に対する背景や経過、結果について述べてみようと思う。

2001年4月、低支持率に苦しむ森内閣に代わって誕生した小泉内閣は、「官から民へ」「民のできることは民に」「大きな政府から小さな政府」などをキャッチフレーズに、経済的な自由主義の観点から日本社会のあらゆる分野に対する「聖域なき構造改革」を主張し続けてきた。道路公団改革や特殊法人改革、不良債権処理などの改革に一区切りをつけ、いよいよ政治日程に上ってきたのが、郵政事業の民営化である。この郵政民営化は小泉首相が、首相に就くはるか前から主張し続けてきたことであり、過去4度の自民党総裁選挙でも第一の公約として主張し、過去2回でもその公約を掲げて総裁に選出されたのである。ゆえに、彼が自分の内閣で、この郵政民営化を実現させる決意があることは明らかである。これに対し、自民党の郵政族議員を中心とする保守勢力（小泉改革派に言わせれば抵抗勢力）は、支持団体である全国特定郵便局長会などの支持団体や、いまだ「大きな政府」を必要とする自らの政治理念によって、反対運動を繰り返してきた。だが、小泉首相はこれらの反対運動に影響されることなく、自民党の了承を得ることなしに、2004年4月に方針としての閣議決定を行い、2005年4月には郵政民営化関連6法案を内閣提出法案として提出した。5月から衆院でこの法案に対する審議が行われたが、反対派は、橋本派の綿貫民輔前衆院議長を中心とする郵政事業懇話会を結成し、抵抗を強めた。これに対し、首相とその下の自民党執行部は、これら抵抗勢力を倒閣運動に格上げし、法案の修正に応じつつ、締め付けを強め、党の最高決定機関である総務会ではこれまでの全会一致の議決方法を変更して多数決によって通過させた。7月に入り、執行部による衆院解散をちらつかせた多数派工作の結果、やはり大量51名の造反者（反対・棄権・欠席）を生みつつ、自民党の賛成派と公明党の賛成多数によって衆院本会議で233対228で可決し、法案は参院に送られた。ところが、参院審議の中では、反対派は表立った反対運動をせず、自民党執行部の多数派工作をかわした。首相・執行部は参院否決でも衆院を解散するとの方針を表明して工作を続けたようだ

が、参院8月に入り採決を直前に控えて、反対派は続けて反対を表明した。8月8日、参議院本会議にて自民党反対派30名の造反（反対・棄権・欠席）により、郵政関連6法案は108対125で否決・廃案となる。反対派の中でも特に衆議院議員の多くが、最後まで参院の否決によって衆院の解散はしないであろうと踏んでおり、賛成派の中にも自民党の野党転落を危惧して解散には反対する者もいたが、小泉首相の意志は固く、即日、憲法7条に基づき衆議院は解散されたのである。

解散直後の記者会見で小泉首相は、今回の解散は郵政民営化の賛否を国民に問う郵政解散であると位置付け、衆院で与党が過半数を取れば、参院で反対した造反組も次期国会で郵政法案に賛成してくれるだろうという考えも示した。また、法案に反対票を投じた者＝造反組は自民党公認候補としない、郵政民営化に賛成するものしか公認せず、自民党の公認候補と公明党で合わせて過半数を目標とすると述べ、改めて郵政民営化への固い決意を国民に示した。これに対し、造反組は公認を求めたが、党執行部は聞き入れず、逆に、造反組の候補の選挙区には“刺客”言われる賛成派である対立候補を送り込まれた。ここまでを見て分かるように、この郵政民営化の攻防劇に、自らを政権準備政党としてきた民主党の影は薄く、また、解散後の選挙に向けた動きにおいても、“刺客”などを送り込む自民党のメディア戦略とそれを異常に取り立てて騒ぐマスコミ・ワイドショーの中で、埋没して行った。

a) の①や②で述べたが、現在の選挙制度における無所属候補は、政党に対する投票である比例代表に出られるわけがなく、選挙活動も大きな制限があるので、政党公認候補に対し大変不利である。そこで、造反組の中で起きた動きが新党結成である。まず、綿貫民輔を代表とする5名によって国民新党が結成された。これに他の造反組も加わるかと思われたが、国民新党の地方性をよく思わなかったのか、都市選挙区の候補者たちによって新党日本が結成された。新党日本の代表は、国会議員ではなく長野県知事の田中康夫であるが、地方自治体の首長が党首を務めることは、ドイツなどのヨーロッパではよく見られることである。しかし、これらの造反組新党に対して造反組の更なる加入もなく、多くの造反組の候補が自民党の地方組織の応援を受けつつ、無所属として立候補することになった。その他の新党に、鈴木宗男の個人政党と言える北海道の地域政党の新党大地がある。

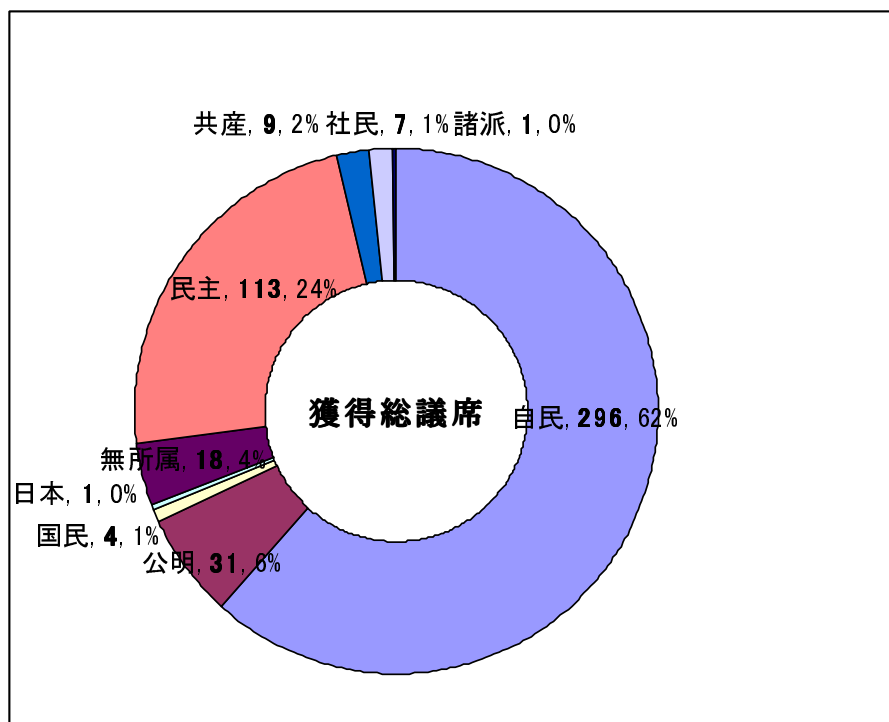
公示後の各党の主張・論争だが、野党が郵政民営化のみを主張する政府に対し、年金改革など他の課題があると主張して対決した。しかし、与党は相変わらず郵政民営化を公約の第一に据え、その是非に絞って国民に訴えていくことが、国民にとって政策を分かりやすいものにさせ、結果、郵政民営化に対する国民、特に無党派層への支持を広げていった。逆に、野党、特に民主党は、政策を分かりやすく国民に伝えることができず、選挙戦の最後までメディアにおける埋没を脱却

することが出来なかった。

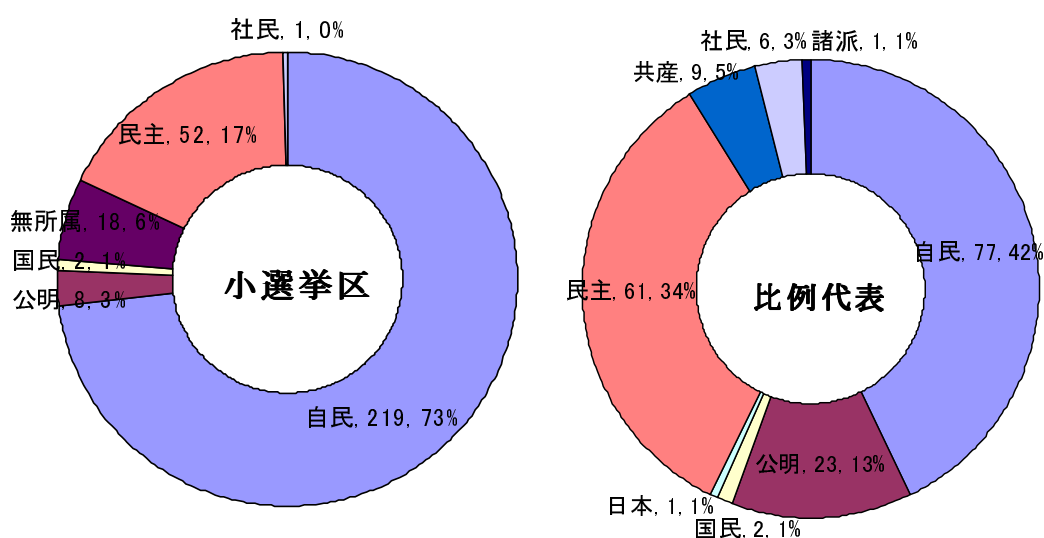
投票開票1週間前にして各大手新聞社が、一斉に世論調査に基づく獲得予想議席数を発表した。そこでは、公示前には造反組を除いて212議席であった自民党が単独で過半数(241)を越えるかとする予想が多かった。このことが更なる勝ち馬効果と呼び、自民党への支持が拡大して、結果、9月11日の開票では自民党は480議席中の296議席を獲得して空前の圧勝を収めた。特に、これまで民主党が基盤としてきた都市部での躍進が目覚しく、東京では25選挙区のうち、与党が24を占めるなどをした。与党全体で327議席を獲得し、参院で否決された法案を衆院の特別多数決で可決することのできる480議席中の2/3の議席を収めことになったのである。ゆえに郵政法案の可決は決定的となった。これが造反組を除いた数であることを考えればいかに驚異的な数であったと言えることが分かる。対する民主党は、単独過半数による政権交代を目指していたが、過半数どころか大きく議席を減らし、177議席から113議席へと交代して惨敗し、岡田克也代表は代表を辞任した。

なぜ、ここまで大差がついたのか。その理由は単に実際の支持が少ないからではない。今回の議席数を比べると、自民党と民主党で296対113であり、小選挙区のみ議席数だけで比べると、219対52で4倍以上の差がある。a)の①でも述べたように、比例代表制度は民意を正確に反映するが、小選挙区では1位候補以外の投票は、重複立候補の惜敗率には反映されるものの、すべて死票になってしまう。つまり、少しでも支持が多い政党が勝利するのである。今回の小選挙区における獲得票数を集計すると、自民党が3251万票余りに対し、民主党は2480万票余り(9月12日毎日新聞)であり、それを比率であらわすと、自民党と民主党でだいたい4:3に過ぎない。これは、比例代表制による自民党と民主党の獲得議席比率の77対61 \div 4:3に一致する。すなわち、小選挙区制度においては、実際の支持割合そのままではなく、その差を拡大させて、議席に反映させていることがわかる。自民党はこれを巧みに利用した選挙戦を行い、また、ここに今回の自民党圧勝の本質が存在するのである。

【資料1】 第44回衆議院議員総選挙 各党獲得議席数



【資料2】 第44回衆議院議員総選挙 小選挙区と比例代表の比較



【資料3】 第44回衆議院議員総選挙 各党選挙前後議席の比較

	自民	民主	公明	共産	社民	国民	日本	諸派	無所属	合計
選挙後議席	296	113	31	9	7	4	1	1	18	480
公示前勢力	212	177	34	9	5	4	3	1	32	477
解散時勢力	249	175	34	9	6	-	-	1	3	477

c) 以前の選挙との比較

b) の最後で述べた、小選挙区制の特徴が顕著に現れるようになったということの他の特徴をいくつかあげてみたいと思う。

まず、b) での自民党のメディア戦略にも関連するが、“刺客”・新党など選挙関連の話題が一般大衆向けのワイドショーで多くの時間にわたって取り上げられて、政局や今回の選挙に対する国民、特に若者世代における関心が増大した。その結果、投票率は前回の約60%から約67.5%に上昇した。

2003年の総選挙ではマニフェストという政党の政権公約が話題となり、また昨年夏に実施された参院選では年金改革が主要議題となり、党の政策本位の選挙戦が繰り広げられ、内閣の支持率が歴代内閣に比べ高いにも関わらず、自民党の勝利とはならなかった。しかし、今回の選挙では、政府・自民党によるメディア戦略に乗せられたマスコミによって、政策論争よりも政局を中心に報道され、郵政民営化以外は大した判断基準になることはなかった。これは、党の政策というよりも、小泉純一郎という首相を選ぶか選ばないかの選挙に近かったのではないか。つまり、議員個人の素養でもなく、政党の政策でもなく、どの党首を総理にすべきか、という首相公選制のにおいが強い選挙ではなかったのではないか。ここにも、今回の国民の人気の高い小泉首相を有する与党の大躍進の要因が存在しているのである。

(2) 選挙運動入門

ここでは、政党公認候補における小選挙区選挙の戦い方の本の一部を紹介してみようと思う。(但し、全ての政党で通用するとは限らない。)

まず、当たり前だが、候補者を確定しなければならない。これは、最終的には党本部の公認によって決定される。引退でもしない限り、大抵の場合は、現職(前職)候補の選挙区で派は前回と同様そのまま公認され、それ以外の選挙区では前回敗れた候補をリベンジとして擁立することもあるし、地元の地方議会の議員や公募によって選出された候補が擁立されることもある。

その後、事務所などを用意して準備を始めるのだが、これからの選挙戦に必要な諸経費に関しては党本部から多くのお金(公認料)が支給される。そのほかにも(1)のb)でも述べたが、選挙期間中の選挙運動費に対しては国庫から支給される分も大きい。小選挙区の候補者(これは選挙期間中での呼び方で、公示前では政党支部長)は、地元の地方議会の議員(東京23区なら都議や区議)及びその事務所の応援を受けて活動する。その応援する地方議員の事務所には、(1)のb)で取り上げた看板が設置される。

広報活動についてだが、有名なのは選挙期間中の街宣カーや街頭演説であろう。これについて特に述べることはないが、他にも選挙期間中において公選法で枚数の規制されたビラ・ポスターを選挙区内に貼っていく。ポスターには候補者個人への投票を呼びかける小選挙区用のものと、政党への投票を呼びかける比例代表用のものとの2つがある。貼る場所は、公営の臨時掲示板や地縁のある支持者のお宅の外壁以外にも、運動員その他が訪ねて回って張らせて頂く場合もある。ここで一部の候補が戦略的に、公営の掲示板のポスターを選挙直前にして張り替える場合がある。全然違うポスター、特に選挙日での記名を意識したポスターにすることで、新たに有権者の目を引きこうとする広報効果を狙っているのである。

これまで、選挙期間中の活動を紹介したが、それ以前の日々の政治運動についても紹介したい。選挙期間は衆院の場合12日間とかなり短いので、日常の活動も重要となってくる。まず、選挙期間外でも、国政報告として駅前に立つ議員なども多いが、後援会などの組織は年中活動している。その他、ビラ(自民党なら『自由民主』、共産党なら『赤旗』)などを選挙区に配り、演説会などの政党のポスターを貼ることもある。ただ、選挙期間中は広報手段の枚数に制限が加わるので、配布を停止したりこれまで張ったポスターをはがしたり、または、選挙期間中のものに張り替えるなどをしなければならない。

(3) 今回の選挙に関してその他意見

a) ホリエモン・鈴木宗男・中村喜四郎・杉村太蔵は許されるのか

今回、“刺客”など特定の候補がこれまでになくマスメディアの注目を浴び、国民の関心も強い。そんな関心を受けた候補者のうちから4名を取り上げたい。

広島6区に郵政民営化反対派の急先鋒の亀井静香氏の対抗馬として、あの有名なライブドア社長の堀江貴文氏が実質上の自民党候補の“刺客”として立候補した。彼は去年の夏から、プロ野球新規参入やフジ・サンケイグループへの買収などメディアへの露出が激しい。彼に対して、これまで全く政治に興味がなかったのではないかと、単なる選挙を利用した自分への売名行為ではないかと、社長業と兼任して代議士になれるものかとする批判が少なからず存在した。

北海道の地域政党を旗揚げした鈴木宗男はどうか。彼はかつて自民党経世会のメンバーとして実力のあった政治家であったが、3年ほど前、収賄などの罪に問われ逮捕され、現在も裁判は継続中である。すなわち、この先、有罪確定によって失職する可能性もある身分なのである。

郵政民営化の攻防の中、自殺した議員の妻である永岡桂子氏と同じ選挙区から出馬した中村喜四郎はどうか。彼は、今回で当選10回目の大物議員で、かつては自民党の代議士として建設大臣まで上り詰めた人間であったが、収賄罪に問われ、逮捕され（彼に対する国会での逮捕許諾決議は有名である）、有罪が確定し、実刑を受けた人間である。つまり、裁判が正統であるならば、彼は以前に代議士として犯罪者になってしまった人間である。

4人目は自民党比例代表南関東ブロックの杉村太蔵である。彼は高校時代にテニスの選手として国体で優勝したと言う華々しい過去を持っているらしいが、立候補当時、一会社の契約社員であり、政治には明らかに無知であり、とても国を代表する人間には思えない品のない言動を繰り返している。

ここまで見れば、ひとつの見解として、彼ら4名は国会議員としてふさわしくないように思える。特に、中村喜四郎氏に関しては過去に有罪が確定しており実刑も受けた人間であるので、彼の立候補を聞いた際、怒りがこみ上げ、インターネットなど何らかの手段を行使して反対運動（実際に選挙期間中行うと公選法違反である）を行ってやろうと思ったぐらいだ。しかし、一人目の堀江貴文氏を除き、鈴木宗男・杉村太蔵・中村喜四郎はいずれも当選してしまった。それは、民主主義に基づく、国民の直接選挙によって反映された民意に他ならない。

選挙後、彼らの素質についてもう一度考えてみると、たとえ、ふさわしくなさそうに思えた彼らが議員になったことにそんなに抵抗感がなくなっていた。なぜ

ならば、先に述べたように国民の意志が彼らを議員させたのであり、なにより、変な偏りがなければ、議員にはどんなタイプの間人間がなっても良いのではと思えたからだ。現在の間接民主制である議会制度は元には、国民全員参加の直接民主制がある。当たり前だが、国民には品の良い人間から犯罪人まで、一般的な意味での良い人間だけとは限らない。国会は、このような国民の意見を反映させるための縮図であるはずなので、国民とは違って、議員だけ「こうあるべきだ！」などという素質は求められないのであり、求めてもいけないのではないか。“国会は国民の縮図” —これこそが、政治を国民本位に乗せていくのに前提となる考えであり、国政に携わる者に必要とされる意識である。

b) 民主主義的見地からの自民党圧勝

今回の選挙戦でご存知のように、自民党及び公明党の与党が圧勝し、自民党とともに2大政党の片方を担う民主党は惨敗した。この結果に対し、自民党の支持者や自民党に投票した者は単に喜んでいてもいいのであろうか。

(1) のb) でも述べたが、与党は衆院の議席の2/3以上を制覇している。衆院はもう一つの参院より優越しているので、これは、現政府と与党が巨大な権力を獲得したことを意味する。この結果、構造改革が正常に進み、国民生活が向上すれば問題ない。しかし、もし、これからの国政選挙でもこのような勢力が固定し、民主党が政権交代を実現できない状態が続いたならばどうなるか。

民意が国政に反映されるというのは、選挙において政権が選択されることにより実現される。つまり政権交代が実現しないと分かりきった政治では民主主義が次第に衰えていく可能性がある。特定の政党による政権だけが持続するというのは、政治が安定する点で意見良さそうにも見えるが、他の政党の勢力や政権担当能力が弱まり、国民における政権交代の意識を低下させ、民主主義が実体をなくしてしまうという恐ろしい状態に陥りかねないのである。

今回の選挙では、確かに、自民党は賢く、改革路線を順調に進ませてくれるものと確信している。しかし、自民党一人勝ちという状態自体は国民・国家にとって必ずしも好ましくなく、この意味で、民主党には、その名の通り、民主主義を実現すべく頑張ってもらわなくてはならないのだ。

【参考文献】

総選挙実戦の手引き（平成15年版） 自由民主党

コンサイス判例六法（平成13年版） 三省堂

資料政・経（2003） 東京学習出版社

日本国憲法 国民自由社

i m i d a s 2 0 0 3 集英社

知恵蔵1999 朝日新聞社

広辞苑（第五版） 岩波書店

読売新聞9月12日